

○南伊豆地域清掃施設組合議会公印規程

南伊豆地域清掃施設組合議会訓令第2号

令和5年6月20日

(趣旨)

第1条 この訓令は、南伊豆地域清掃施設組合議会の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、寸法、用途及び印影は、別表に定めるところによる。

(公印管守者)

第3条 公印を厳正に管理するため、公印管守者を置き、書記長をもって充てる。

(公印の調製等)

第4条 公印の調製、改刻又は廃止は、議長の決裁を受けなければならない。

(公印台帳)

第5条 書記長は、公印を登録し、これを整理するため、公印台帳(様式第1号)を備えなければならない。

(公印の使用承認)

第6条 公印を使用しようとするときは、押印すべき文書を書記長に提示し、承認を得るとともに、件名その他必要な事項を公印使用簿(様式第2号)に記入しなければならない。

2 公印を持ち出して使用するときは、書記長の許可を受けなければならない。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	寸法	用途	印影
南伊豆地域清掃施設 組合議会議長印	2.1センチメートル 角印	議長名をもって発す る文書	 <p>南伊豆地域 清掃施設組合 議会議長印</p>

様式第1号（第5条関係）

公印台帳

登録番号	1	登録年月日	年 月 日	印影
種類				
用途				
寸法	2.1センチメートル角印			
書体	楷書	印材	つけ	
公印管守者	書記長	告示	年 月 日	組合議会告示第 号
備考				

登録抹消	理由	使用停止日	告示	
	改刻・廃止	年 月 日	年 月 日	組合議会告示第 号

